

グローバル化における食の収斂と多様性

——食消費を含む文化多様性のための課題と展望——

谷 垣 和 則

要旨

人や物、サービスが国境を超えて簡単に移動するグローバル化の時代では、さまざまな国境の意味が薄れつつある。そのような中で、国独特の文化が収斂し、文化多様性が消失することが懸念されている。食や食習慣は、世代間の引継ぎの程度、文化、利用可能性、経済性、栄養の知識などに依存するが、これらを前提に、本論文ではこの問題に、主に経済学・国際経済学から食を中心にアプローチし、関連する諸分野も含めて、現時点での諸課題や研究を俯瞰・整理し、今後の展望を見通そうとしたものである。

グローバル化と食消費の収斂の現況を探り、財の多様性や、生産・企業における労働の多様性、そして文化多様性条約関連の研究を紹介し、多様性の必要性を広く検証する。さらに食の特性である中毒性あるいは経験財の研究から次世代への食の継承、そして最後に社会集団としての文化やアイデンティティから、公共財としての食や文化を分析した。

これらを通じて、問題の重要性に比べて経済学からの研究の蓄積が少ないこと、日本は文化多様性条約に批准し国際的な視野で食を含む文化多様性に取り組むこと、さらに次世代にどんな食を残し残さないかの議論を進めること、の必要性を考察した。

キーワード：文化多様性、食の多様性、食消費を含む文化多様性、アイデンティティ、中毒性財、習慣形成財、文化多様性条約、食の収斂性

目次

はじめに

1. グローバル化における食消費の収斂
2. 多様性あるいは文化多様性の必要性
 - 2.1 消費面—貿易と一国の利益—
 - 2.2 生産性面
 - 2.3 文化多様性条約と貿易
 - 2.4 独自文化と経済発展
3. 中毒性財あるいは習慣形成財としての食とその最適な消費
4. 食消費を含む文化多様性のための課題と展望
 - 4.1 食の多様性
 - 4.2 アイデンティティの問題と選好の形成
 - 4.3 途上国における文化多様性の保護

おわりに

はじめに

グローバル化の時代において、国や地域の独自文化が消失し、将来似通った世界になるのではという議論は、最近数多くなされている。いわゆる文化収斂性の問題である。直ぐに収斂するわけでもないものの、不可逆的な変化によって、このまま長期間続くと、均質的な世界が来る可能性がある。日本に関しても、お酒では日本酒、お茶では緑茶が、その消費比率や生産量を減らし、昔からはなかった非伝統的な飲料が増えてきている。一方で、日本の農産物の輸出や海外での日本食が普及しつつある。

筆者はこれまで、国際経済学や国際貿易論を専門にしてきた。国際経済学では、生産と消費の分離を促し、それぞれの国の比較優位な産業に特化するという分業を形成し、生産の効率化によって、世界全体が豊かになる。そして、財・サービスの生産側は、国によつての違いが促進され、一方消費や需要は、国ごとの相違はなくなることが教科書レベルでの展開である。伝統的に供給者側の研究は多く、需要のほうの研究は少なく、ましてや消費の多様性やその背景の文化多様性には関心が向けられて来っていない。このような比較優位の分業の世界は、国際的に見て相対的に優位な文化や食が、弱い国々固有の文化や食を圧迫もしくは消滅させる。このことは比較劣位の産業を消失させ、場合によっては残すべき伝統が残らず、文化多様性が失われることに繋がる。このような懸念が本論文の出発点である。

かつては、国内にある食物を食べるあるいは地産地消を考えていればよかったのが、グローバル化で変化し、世界中の食材を手に入れ食することができるようになった。この結果、伝統的な文化や食が失われ、少なくない人々が自国の食文化消失の懸念を持ち始めている。日本では日本食が海外に普及することまでしか取りあげず、国内での食の変遷や、地域独自の伝統食などの独自性の消失には、一般的にはそれほど関心があるとは思えない。一方で、危機感を持つ国は多く、文化多様性あるいは食の多様性に、世界的に多くの関心が向けられている。近年の地産地消や反グローバル化の動きには、このままでは、国や地域独自の文化や食文化が失われるということが背後にある。この問題には、これまで国際経済学や国際貿易論は十分答えてはいない。

これらのことと関連して、ユネスコは、「無形文化遺産の保護に関する条約 (Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)」を2003年に採択し、口承伝統、習慣、言語、舞台芸術、社会的慣行、儀式、祭り、伝統的知識、伝統工芸品、危機言語、言語の多様性を促進することについて規定している。また2005年、第33回ユネスコ総会において「文化多様性条約」(Convention on Cultural Diversity)が採択された。文化多様性条約は、保護だけでなく、文化多様性のための国際基金を設立し、途上国などの文化産業の育成を支援し、文化多様性を促進しようという積極的側面も有する。この条約第7条¹⁾「文化的表現を促進するための措置」は、自国の領域内だけでなく「世界の他の国からの多様な文化的表現にアクセスすること」を奨励する環境の整備を締約国に求めている。アメリカは、自国のハリウッド映画などの輸出が阻害されるなどという理由で当初から反対であった。日本は自由貿易を阻害するというので、批准をしていない。一方最近の論文、Jinji and Tanaka (2020)は、文化多様性条約が文化的財の輸入先の国の数を増加させることで文化多様性を促進したと結論付けている。文化多様性条約によって、文化多様性の促進はむしろ貿易を拡大させていることになる。

本論文は第1章において、出発点の問題であるグローバル化と食消費の収斂について、いくつかの論文を紹介する。文化自体の定義が難しいなか、その収斂の意味も変わるものの、経済面からは食の消費と捉えて一定の議論は可能である。研究の蓄積が不十分で現時点で明確な結論があるわけではないが、この問題の背景として整理する。文化や食文化の収斂のスピードが高いほど、文化多様性が失われることから、収斂の実体を紹介する。次の第2章では財の多様性や、生産・企業における労働の多様性の意義、そして文化多様性条約関連の議論を紹介し、多様性の必要性を広く考察する。この必要性は経済学の視点が中心であるが、より広い概念で考察する。第3章では、再び食を議論の中心とし、ここで食消費の理論的な特性を明示し、食の特性である中毒性あるいは経験財の研究を紹介して、保護の前提となる議論を行う。最後の章は、これらの分析を踏まえて、社会集団としての文化やアイデンティティから、公共財としての食や文化、食の消費や生産関わる世代間の継承や発展途上国における保護を考える。なお本論文は経済学の研究からのアプローチである。いうまでもなく、食文化は食の消費よりも広い概念であるが、経済学からはそれを食の消費や貿易からの視点でとらえることになる²⁾。



文化や食は変動し、不変であることはなく、また国レベル、地域レベル、個人レベルでも意味合いは異なる。個人レベルでは、人にあるいはその文化を継承する子供に、何を食べるか強制はできない。しかし社会集団としての文化を考えると、全く自由であればいいかといえば、社会全体、国あるいは民族のアイデンティティを考慮すると介入は許されるという議論は成立しうる。経済学の世界では自由な市場が、そして企業や個人の自由な選択が常に最適であるわけではないことは、食関連政策においても同様である。しかしこのような食への本格的な議論は経済学ではほとんど行われていなかった。本論文は、主に国際経済学や経済学の側面から、諸課題や考え方を俯瞰・整理し、今後の研究や政策の展望を見通そうとしたものである³⁾。

1. グローバル化における食消費の収斂

この章では、食消費に関する論文を紹介する。その前にまずは収斂の直接消費に関わらない間接的で基礎的な要因を取り上げてみる。生産については、生産技術の伝播により、スキルがあればどこでも生産が可能で、消費者に近くなることから、輸送費も含めより有利になることが考えられる。生産もどこでもでき、消費だけでなく生産の収斂もありえる。とはいえ、農産物とそれに関連する食品加工は気候や土壌に関連するので、そのような自然資源要因は超えることが出来ない。例えばワインに適した土壌と気候は、地中海式気候で、土壌改良ができて気候は同じではない。ハウス栽培や野菜工場では、気候の差異はある程度は乗り切れるであろうが、コストの問題がある。また物流の発達、輸送費や時間に伴う劣化の問題を解決することが可能になってきている。つまり、味を損なわないようにする冷凍・保冷技術、港湾や陸も含めた効率的な物流網の構築が行われてきている。また素材だけでなく、食サービスや小売りにおいては、フランチャイズ方式による効率的な素材や食サービスの提供は、生産性の低い地元企業には脅威となる。また世界的に展開している企業の、販売における巧みなマーケティング戦略も、同様な財サービスであっても、競争相手を凌駕でき、それ以下の水準の地域やその国の企業は駆逐され、収斂が進むことになる。これらは直接消費に関わらないことである。

次に食の消費の収斂についていくつかの論文を紹介する。Balkaran and Giampiccoli (2016) は、食の収斂か独自性かの問題認識を背景に、南アフリカのピザを事例に、フランチャイズ方式のドミノピザやピザハットが、南アフリカにおける食事のパターンを変容させ、食の外国からの移入を行っていること、またそのような方式を取らない伝統的なイタリア方式のピザや南アフリカ資本のピザを駆逐していることを明らかにしている。これは効率性による同じ品質の低価格あるいは有効なマーケティングの事例になる。Aizenman and Brooks (2008) は 38 か国のビールとワインの 1963 年から 2000 年の消費を調べて、ビールとワインの消費が似通ってきていること、つまり収斂しつつあること、さらにこの収斂は統合が進んでいるグループの国々、例えばフランスとドイツのような国々では、そのスピードは速いことを明らかにしている。またワインの相対的な消費は、1963 年では生産と緯度で説明可能であったが、2000 年ではそれほど有効ではなくなってきたことを示し、消費と生産との関係や、消費と緯度との関係、つまり気候による消費の相違が弱まっていることを示唆している。

園田 (2009) は、社会文化領域のアプローチで、食文化を捉える 3 つの視点から東アジアの国々のグローバル化を論じている。3 つの視点は、グローバリスト的、伝統論的、そして 3 つ目はこの 2 つの折衷で変容論的である。グローバリスト的は食の均質化あるいはいわゆる「マクドナルド化」である。2 つ目はグローバル化の影響は受けるものの、基本的に伝統的なその国や地域の独自の食文化は今後も維持され、将来もその独自性は担保されるという考え方である。変容論的視点は、その国の食文化は、海外や世界の潮流の影響を受けるものの、それは根こそぎ海外に入れ替わるのではなく、独自文化は残しつつも変容していくというものである。

この論文では、ハンバーガー、ピザ、サンドイッチなどのいわゆる欧米食を食べる傾向は、各国とも似ていて、このうちの一つだけが好まれたり好まれなかったりすることはないとしている。またこれらが好きな国民は全て旧欧米の植民地で、特にフィリピンはその傾向が強かった。これを園田 (2009) はポストコロニアル文化と呼んでいる。また若者ほど好む食 (ピザ) もあり、世代が進むことでピザが好まれることから、一部収斂傾向がみられた。しかし日本、香港、フィリピン、マレーシア、シンガポール以外では世代間の相違は見られていない。寿司は日本人、フォー

はベトナム人、トムヤンクンはタイ人など、ローカルな食は、それが生まれた国の人々が好む傾向がある。しかも欧米食の嗜好と比べても、好きで食べる比率が高くなっていて、グローバリスト的、伝統論的は両方ともある程度有効であるとしている。またインドネシアは欧米食だけでなく他のアジアのローカル食にも興味を示しておらず、また年代別の相違はなく、伝統論的が当てはまる。キムチは、日本や台湾では若い年代ほど好まれるが本国の韓国は逆の傾向があって、キムチはこの地域では収斂の傾向がある。一方寿司は好きだと答える比率は3か国とも年代とともに上昇している。いずれにしても、この3か国ではキムチや寿司では、韓国や日本の国民食から地域の食となりつつある。

収斂かどうかに関し、世代間あるいは親子間で食が伝承されるか否かは大切な要素である。農林水産省の食育に関する意識調査報告書（平成29年）では、「郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、食べ方・作法を『受け継いでいる』と答えた人の割合は60.0%で、『受け継いでいない』と答えた人の割合は36.1%である。『受け継いでいない』と答えた人が、受け継ぐために必要なこととしては『親等から家庭で教わること』（71.9%）を挙げた人が最も高くなっている。」としている。受け継ぐ比率が6割なので、その次の世代になると、36%、さらにその次にはわずか21.6%まで低下する。

この章では4つの文献を紹介した。食の消費要因の一つは、コストパフォーマンス要因である。この点で世界的に展開しているフランチャイズ方式は効率的であり、いわゆるマクドナルド化は、それが要因の一つであるといえる。ただフランチャイズ方式は現地適合理化している程度も関係し、同じハンバーグでも世界統一か現地の味あるいはメニューで、その収斂の意味は異なる。また食習慣や食べ方もフランチャイズ方式が影響を与えているとすると、食消費よりも広い概念の食文化の収斂と関連している。残り2つ目と3つ目の論文ではその収斂の意味は異なるものの、結果からは、似通った文化的背景を持つ地域は域内で収斂化が進むが、そうでない地域間はそうでもない。また3つ目の論文からは、全体としては、収斂かどうかははっきりとは言えないことになる。最後に農水省の調査は、収斂そのものではないが、親子での伝承は長期的にはなされないという解釈は可能である。伝承されないことがそのまま収斂を意味しないものの、一方で、伝承されれば収斂することないであろう。

ところで、国際貿易の成長は、GDPの成長よりも早く、貿易は本質的には生産と消費の分離、すなわちその国の消費が生産に縛られなくその制約を受けないことであることから、消費の同質化への動きを阻害しないことは少なくとも間違いのないことである。さらには上記の文献からは、収斂と逆の方向に向かうデータはないともいえることから、少なくとも長期的には収斂の議論は重要で、地域、国別、食別でその収斂の相違があるとはいえ、収斂への動きは、無視はできないと言える。

2. 多様性あるいは文化多様性の必要性

本章では、一定の収斂への動きを前提に、多様性あるいは文化多様性がなぜ必要かを、経済学のアプローチから整理する。消費面、貿易と一国の利益面そして生産面（企業労働力）から多様性を考察する。

2.1 消費面—貿易と一国の利益—

Krugman (1979) の有名な論文の、Love-of-Variety の概念は、貿易による利益の一つを表したものである。輸入財は自国以外の多くの商品を消費できることから、多様な財の消費は、自分の理想する財により近づく財を選べることで、同じ品質と価格であっても効用水準は増すことになる。また理想の財がなくても、限界効用逓減の法則が成立するのであれば、つまり財の限界効用（満足度）が消費とともに少しずつ下がるのであれば、同一のカテゴリーの中で、多種類で少量の財の消費のほうが、全体の満足度は上昇する。

Broda and Weinstein (2006) はアメリカの輸入の種類が1972年～2001年にかけて、3倍以上増加していることを見出した。同時に輸入財の価格は財の多様性を考慮すると、集計された名目上の価格に対し、26%も輸入財の実質価格が下がっていて、この効果は輸入財における多様性の増加によって、GDPの2.6%増加に相当するとしている。

これらの論文では、その背景に文化の多様性を明示的に考察はしていない。文化の多様性と財の多様性の関係は、国毎で、気候や環境あるいは発想、そして選好が異なることから、国毎で生産される財は例え同じカテゴリーでも異



なり、それをそのまま外国に輸出すればよいことになる。しかし一方でそのような多様な財をその消費される輸出国で作ればよいのであるが、それが実行されていないのは、多種類の少量生産は効率が悪いことによる規模の経済である程度説明できる。

2.2 生産性面

この節では、生産面あるいは生産性に着目した多様性を考察する。長期的な経済発展との関係は2.4で紹介する。雑誌のForbes Insights (2011)は300人以上のビジネスリーダーに、グローバル化を念頭に、企業に対し多様性の役割について、調査をした。その中で、多様性はイノベーションの主要な役割であり、特にグローバル社会では成功への重要な役割を果たしていることを見出している。ここでの多様性は、男女、出身国、国籍、年齢、人種、などの労働力である。多様な人材は、創造性に必要なさまざまな見方やアイデアを涵養し、イノベーションを促進させる。また多様性を活用することに注視するようになってきている。多くの企業が多様性の人材採用プログラムを持っている。

経済学の論文の推計結果はどうか。Parrotta et al. (2014)は、デンマークのデータを用いて、製造業、建設業、流通、運輸、ファイナンス・サービスに分けて、労働の多様性と生産性の関係を導き出すことができるコブダクラス型の生産関数を推計した。全体としては労働の民族の多様性は企業の生産性にはマイナス、教育の多様性(教育を受けた年数)はプラス、性と年齢をミックスした多様性は、不明であった。労働の民族多様性はマイナスなのは、コミュニケーションコストがかかっている可能性がある。Garneroet et al. (2014)は、ベルギーのデータを用いて、労働力の多様性が生産性、賃金、生産性一賃金ギャップ(つまり収益)に与える影響を推定した。教育の多様性は企業の生産性や賃金にはプラス、年齢の多様性はマイナスの影響を与え、また性の多様性は、ハイテクや知識型の部門には正、より伝統的な部門ではマイナスの効果が、そしてこれらの結果は企業規模に左右されるものではないことが分かった。これら2つに共通することは、全体としては教育の多様性はプラスに、国籍や民族の多様性はマイナス、年齢構成や性は何ともいえず、産業毎でその効果は異なることである。

本論文はグローバル化と関連した文化多様性あるいは食文化多様性に注目している。したがって上記から直接関係しそうな多様性は、民族や国籍であるが、これらの研究ではマイナスに働いている。一方で高度知識人材、一般的な熟練労働と未熟練労働で、労働要因は異なり、同時に生産性の意味は異なってくる。未熟練労働者であれば、労働コストが低いために雇用するとすれば生産性も下がる。上記2つの研究は国際間の労働移動が盛んなEUであり、他地域での実態を調べる必要がある。また本節の最初のインタビュー結果に対応する計量分析が必要である。食文化多様性と関連する文化多様性指標、つまり、人々の考え方や価値観の相違を導き出す指標を作成し、それを生産性と関連づけるほうがより本質的である。性別や年齢、教育の相違は、いわば考え方、発想、価値観の代理変数に過ぎなく、男性だから、女性だから、あるいは若いから、生産性とどのように関係するかの考察はされていない。いずれにしても生産面、生産性と文化多様性の研究はこれからであると言えよう。

2.3 文化多様性条約と貿易

ユネスコ文化多様性条約は2007年に発効した。2020年1月現在批准国は149カ国に達している。文化多様性条約第3条にあるように、「文化的多様性は、すべての人に開かれている選択肢の幅を広げるものである。文化的多様性は、単に経済成長という観点からだけ理解すべきではなく、より充実した知的・感情的・道徳的・精神的生活を達成するための手段として理解すべき、発展のための基本要素の1つである。」(文部科学省訳)である⁴⁾。本論文でも文化多様性条約が経済成長のみを目的としていることではないことを踏まえていると同時に、結果として経済発展にも寄与する可能性があるという立場を取っている。

この条約の背景には、グローバル化に伴って、相互に人や情報が行き来することで、より優越的な文化が広がり、劣位の文化が衰弱してしまい、結局優勢のある文化(例えばアメリカ文化)に収斂し、各国独自の文化が失われるという多様性喪失の懸念がある。この指摘は川瀬(2013)や田中(2008)も同様である。この条約の締結に対し、WTOの自由貿易ルールと文化多様性は矛盾するという指摘をアメリカは行い、また日本はアメリカとともに批准を

していない少数派の国の一つである。

条約の採択に最も熱心に動いた国は、カナダである。カナダは強大な世界の文化帝国といえるアメリカと長い国境線を接し言語も同一のため、その文化独自性を維持することに昔から苦心していた。テレビや映画は文化であり保護すべき対象で、WTOの例外措置を求めるカナダに対し、条約は自由貿易あるいはWTOの内外無差別の原則に反するというのがアメリカの主張であった。カナダのテレビはそのコンテンツの内、一定以上はカナダの制作でなければならない規制をかけている⁵⁾。前述したように、WTOの持つ自由貿易と文化独自性の維持推進は矛盾するものがあり、条約によって、WTO違反とならないようにしようとした。カナダは文化多様性条約採択の中心的役割を果たし、2005年に最初に文化多様性条約採択を批准し、保護が例外規定として認められるようにしている。保護政策として、Canadian Film or Video Production Tax Credit プログラム 及び Films or Video Production Services Tax Credit プログラムという映画産業における税額控除による優遇措置が挙げられる^{6), 7)}。

文化多様性条約は保護貿易あるいは輸入競争財への補助金などを意味するので、貿易にはマイナスの効果が予想される。あるいは反ダンピング関税と同様に、実質的には保護貿易の手段、すなわち偽装になることが懸念される。これに対し Jinji and Tanaka (2020) は、世界110カ国の2004～2010年の貿易データを用いて、文化的財（文化コア財）の貿易量に対する文化多様性条約批准の効果を推定した。なお、この論文の文化コア財は、以下の5種類で、文化遺産（骨董品）、印刷物（本、新聞、地図）など、音楽と実演芸術・録音されたもの、視覚芸術・絵画・彫像など、写真・映画・ビデオゲームである。結果は本条約が保護主義の偽装である事実はほとんどなく、条約批准国の方が、非批准国よりも、文化的財の輸出や輸入にプラスの効果があり、また輸入先の国の数が大きくなる傾向があることがわかった。このことは、本条約が文化的多様性の促進に寄与していることを意味し、文化多様性条約が、保護主義的結果をもたらさず、逆に文化多様性を促進する積極的な効果があることになる。

この理論的背景は何であろうか。考えられることは、やはりこの条約が各国の文化に関わる活動を活性化させ、そのことが国際的に見ても魅力ある独自の財サービスの進展、そして国際間取引に繋がった可能性がある。この理論的背景はさらに調べる必要がある。

最後に、Jinji and Tanaka (2020) の結論からは、日本は批准すべきであることになる。また、文化多様性締結の関係者の一人でもある坪井 (2020)、清水他 (2020) など、批准するべきであるという意見は少なからずある。外国からは、日本政府は日本の諸文化輸出には関心があっても、世界レベルでの文化多様性や他国の文化発展には関心がないように映る。批准することで、「コンテンツ振興及び海外展開を同条約の文化多様性保護促進義務の履行として位置づけることができ、日本のコンテンツ市場が閉鎖的であるという指摘を受けることがなくなるという利点が期待される」(清水他 2020)。また、批准によって、各加盟国とも協議の場が設けられ、途上国への文化振興に貢献できると同時に、日本のコンテンツを輸出しやすくなることが予想される。

2.4 独自文化と経済発展

文化多様性条約には、第1条第i項をはじめ、発展途上国の経済発展に文化的側面を補完して、国際的な連携を促す、つまり、「文化的表現の多様性を保護し、促進するため、特に開発途上国の能力を向上させるために連携の精神をもって、国際協力及び連帯を強化すること」(第1条第i項)を自らの目的として定めている条項がある。また第14条(開発のための協力)は「締約国は、活発な文化部門が生み出されることを促進するため、特に開発途上国の具体的なニーズに関係する持続可能な開発及び貧困削減のための協力を、次に掲げる方法によって支援するよう努める」とある。既に述べたカナダは先進国であるが、発展途上国ではその必要がより大きくなるであろう。自国独自の文化や食文化が発展していない場合は、外国の食文化に侵食される可能性がある。国際経済学における幼稚産業保護議論と同様に文化が未発達であれば、保護の必要性はある。文化収斂性との関係では、経済発展の裏側で、独自文化が失われるとすれば、世界的に見てもその損失は大きい。

なお、文化と経済発展の関係では、マックス・ウエーバーの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」は有名である。思想あるいは仕事への価値観がカソリックに比べて、プロテスタンティズムのほうが起業家には向いていて、さらにその延長から仏教の高い精神性、「足るを知る」、それに儉約は経済成長や発展に向いていないことにな



る。

Spolaore and Wacziarg (2013) は、世代から世代へ変わらず長期間受け継ぐ信念や価値観は重要な役割を形成し、それらは長期的な経済的繁栄の重要な前提条件となることを示している。Maridal (2013) は、この2人の結論をさらに支持する結果を提示した。消費、仕事、自律性への態度、道徳性、正直さへの忠誠心、家族や親族以外の人々への利他的な心、これらが、社会的信頼と現代の市場経済のより組織的なシステムを発展させる上で非常に重要である。つまり、経済成長の要因には、従来からある、各種インフラ、教育、法律、知的財産権の整備などに加えて、このような価値観や思想が必要となる⁸⁾。

この種の議論からはその国の独自文化自体は、経済発展を促進することもあれば阻害することもありえることを示唆している。文化多様性条約と経済発展の関係は、場合によってはマイナスの関係になる。同第14条では文化部門の促成を意図し、その方法の一つは文化産業の強化で、これは映画などの独自部門による輸出産業の育成を目的としていると読める。しかし一方で、独自文化自体が経済発展の阻害要因となることもあるとすれば、それをどのように扱うべきであろうか。この条約には人権も含まれていることから、カーストはインド固有の文化で今後も維持すべきであるとは、もちろんならないであろう。しかし経済成長を阻害しているが、カーストとは違い人権侵害ではない場合の判断は難しい。貧困撲滅や経済発展は重要であるものの、それを阻害する固有の文化の扱いは、今後の課題である。

3. 中毒性財あるいは習慣形成財としての食とその最適な消費

本章は食の消費における最適性を考えるときに課題となる中毒性 (addiction) 財あるいは習慣形成 (habit formation) 財としての面を取り上げる。経済学の分野では、最適な消費は分析の俎上に上がるものの、その選好自体が最適か否かあるいはその選好形成や過程は、十分議論されていない。この研究では Stigler and Becker (1977) が有名である。中毒性を持つ財は、その消費の累積経験が増えるほどより強固に選好をする性質をもつとし、累積消費を消費資本 (consumption capital) という概念を用いている。生産には資本があるとより効率が増すのと同様に、同じ消費でも過去の累積した消費があると、効用は増す。「食べ慣れた食品」のほうが良いというのは、このことである。また消費資本の概念は、なぜその国や地域特有の食文化が生まれるかを説明しやすくなる。また、Daunfeldt et al. (2012) は、中毒性ではなく、食消費の習慣形成について、多くの実証研究のサーベイを行い、さまざまな研究において、実証の方法やデータにも依存するものの、研究の多くは食における習慣形成が存在することを明らかにしている⁹⁾。

例えば第 j 財の年齢 t 歳におけるある食の消費を c_{jt} で表すと、その効用 $U_{c_{jt}}$ は、

$$U_{c_{jt}} = U(c_{jt} \cdot \sum_{i=1}^t \alpha^i c_{ji-1}) \quad (1)$$

の関数で表すことができる。 t は今の年齢 t で、 c_{jt} はその歳の第 j 財の消費、 c_{ji-1} は第 $(i-1)$ 歳のときの第 j 財の消費である。 $\sum \alpha^i c_{ji-1}$ は生まれてから $(i-1)$ 歳までの第 j 財の累積消費で、 α^i ($\alpha^i > 1$) から最近食べたものほど比重が大きくなることを示している。ここで α^i ($\alpha^i > 1$) は各年齢時の資本ストックパラメーター、あるいは習慣形成パラメーターで、大きくなるほどその歳の消費が現在消費の効用を高める。したがって $\sum_{i=1}^t \alpha^i c_{ji-1}$ は累積の消費資本あるいは累積の習慣形成パラメーターである。通常の財は消費資本がなく、 $U_{c_{jt}} = U(c_t)$ である。伊東他 (2007) にもあるように、幼少期の食事が重要であるとするれば、(1) 式は、以下となる。

$$U_{c_{jt}} = U(c_{jt} \cdot \sum_{i=1}^n \alpha^{ei} c_{ji-1}) \quad (2)$$

ここで n は、幼児期に影響が出る年齢を、1歳から n 歳までとした n である。 e_i は、 i 歳の時の影響で、例えば幼児期ほど影響があるとすれば、 $e_1=2$ 、 $e_2=1.8$ 、 \dots 、 $e_8 = -10$ などとなる。この数値例では最後に影響を及ぼす年齢が、8歳までとすれば $n=8$ である。この関数であれば、幼児期以後の消費の量は関係がなくなる¹⁰⁾。

Becker and Murphy (1988) は、このような財の最適性を分析し、麻薬やコカインなどに関し全ての人の中毒性が高まりそれに支配されるか否かは、長期的な視野で考えるか目の前の短期で効用を考えるかとの関係があるとしている。この概念を文化の貿易に適用した論文として、Schulze (1999) がある。彼は、中毒性をもつ芸術作品の貿易を説明するのはこれまでの貿易論を一部修正する必要があるとしている。文化的財は上記のように相互に同様な累積の消費嗜好をもつような文化的に近接的な国々は、特に文化的財の貿易量が増えることを明らかにしている。先ほどの Jinji and Tanaka (2020) の重力モデルの実証結果でもこのことは確認されている。(1) 式を用いると、この j 財は、文化的に全く異なる外国財では、 $U = U(c_{jt})$ となるため、外国への進出はハンディとなる。あるいは、消費資本ストックがないことがマイナスに働き、負の効用で、例えば納豆の経験のない外国人にはまずい体験をすることもありうる。これらも数式で説明できるが煩雑になるので記載はしない。このモデルを応用すると、消費資本ストックが必要な財とそうでない財に分類、あるいは似たような消費資本ストックの国々をデータで抽出できるとすれば、重力モデルはより精緻化されるであろう。

文化多様性には賛成が多いものの、その多様性が経験あるいは幼児期に何を食するかなどの累積の消費に依存するとなると、最適な消費という概念は複雑になるか成立しえなくなる。貿易もふくめた最適消費の分析が必要であろう。そもそも各個人の嗜好が親から与えられたものや社会に依存するとすれば、最適消費の概念はむしろ最適な嗜好づくりを分析に導入しないと成立しなくなる。嗜好形成過程は分析の対象外でもよい場合もあるものの、収斂の可能性がある食になると、この分析の必要が出てくる。また子供の食嗜好を親に任せてよいものかという問題も生じる。日本では何を食べるかは個人の自由であるというのが暗黙の前提となっていると思われるが、果たしてそれでよいかはわからなくなる。

親子の関係でいえば、DNA 基準の効用関数を考え、引き継いでいく DNA の効用最大化から、親から子供への引継ぎの一環で、後の世代に何を残し残さないを、親が子供の食の嗜好を決めると仮定すれば、ある程度は説明できる。このように考えると、子供への引継ぎが同じでなくてもよく、変遷するのはむしろ合理的であり、日本の伝統食を次世代に伝えるべきかがよくわからなくなる。この場合、食や文化の多様性は二次的な問題で、社会的に見てそれは良くないと判断すれば、引き継がないようにするような政策を考えるべきであろう。この問題は、文化が社会的なもので、一種の共同消費的な公共財の性質を有することから、個人と社会の間で、一種の相剋が生じる。

4. 食消費を含む文化多様性の課題と展望

4.1 食の多様性

本論文は、食を含む文化多様性およびその逆の収斂性について、その実態と政策の含意について、経済学からのアプローチを中心として他分野の研究も紹介しながら、考察を重ねてきた。まず食の収斂性の実態については、Balkaran and Giampiccoli (2016) や Aizenman and Brooks (2008) の研究を、他の財に適用することや、園田 (2009) による国際比較を経済学アプローチによる研究が考えられる。Balkaran and Giampiccoli (2016) は企業側、後者の2つは消費者側のアプローチである。食品の数は非常に多く、どの財やどの期間、そしてどこの国家間を選択するかは難しい。また地域別で国内における食消費の違いの一定の経済理論に基づく実証分析があってもよい。食品スーパーにおいて有力な全国チェーンがないのは、地域毎にその食が違うことが考えられ、そこから食の消費から見た国内の食の収斂性、あるいは国別の地域間の収斂性の進行度合いが分かる可能性がある。またこれらは最終の食消費であるが、食材からのアプローチあるいは中食や外食もあり得る。食材からどのような調理がされているかは類推できる。食の消費だけでなく、広く食関連の行動や人々の嗜好の収斂性も考えられる。

なお、文化多様性あるいは食の多様性に関し、Love-of-Variety から消費者の利益は明確であるが、生産性になると関係が不明確になる。特に食の多様性が文化の多様性に、あるいは食の多様性が価値観や考え方の多様性に結び付



き、それが労働力の多様性となって、生産性の向上となるプロセスの理論とその存在は、今後の研究が必要であろう。さらに、宗教に裏付けされる行動規範が経済発展に及ぼす影響の研究はあっても、文化的多様性と経済発展の研究はこれからである。また文化は価値であり心の問題であるとする、物質的な経済発展の必要性は低くなる。食は人々を幸せにするのであれば、そのことと従来からある「幸福の経済学」との関係も、分析の必要がある。

4.2 アイデンティティの問題と選好の形成

これまでの議論はグローバル化と文化的アイデンティティの問題とも関係する。梶谷(2004)やJensen et al.(2011)は同様な問題意識の研究である。文化的アイデンティティは、梶谷(2004)では「国や地域、宗教や民族などと結びついた伝統や慣習によって支えられた、集団的なまとまりを持つ心性、およびそこへの帰属感」としている。Jensen et al.(2011)では、「the relation between cultural beliefs and practices as a “custom complex,” consisting of “customary practice and of the beliefs, values, sanctions, rules, motives, and satisfactions associated with it」と、custom complexを紹介し、そこから、文化的アイデンティティは、「Forming a cultural identity involves adopting the beliefs and practices—the custom complexes—of one or more cultural communities」としている。梶谷(2004)にあるように、文化多様性と文化アイデンティティは同じではない。文化多様性が失われて均質化しても、その集団や共同体としてのアイデンティティが維持されていて、その社会で生きていく規範と義務を与えられ、判断や意欲あるいは人生の方向性の安定度があれば、それでよいかもしれない。個々人の効用最大化が少なくとも標準的な考え方である経済学では、この問題はAkerlof and Kranton(2000)を除いて、ほとんど取り上げてこられなかった¹¹⁾。しかしこれらの議論にあるように、自分自身で、価値観も含めて合理的にすべてを決め、その結果周囲と隔絶するのは通常は耐えきれなく、社会の規範に合わせるのが楽である。グローバル化は社会のアイデンティティを破壊するという議論は、その影響を受けるものの、すこしずつ変容し、アイデンティティは保たれ、その表象としての独自文化は保たれることもあり得る。このアイデンティティ概念のほうが文化多様性よりも上位概念かもしれない。

文化の多様性ではなく、個人の多様性があればよいのは一つの考え方である。実際の文化の多様性よりも個人の多様性の方が定義にもよるがはるかに大きいかもしれない。長期的には文化の収斂性が大きく多様性が縮小したときは、逆に個々の多様性が大きくなり、一国の中でミニワールドが出現することを想定することもできる。地域の文化には、共有し、共通のものがあって、社会性を有する性質がある。個々の多様性が大きくなるという考え方は上記の、社会のアイデンティティを考慮すると、現状では一部の人を除いてあまり当てはまらないかもしれない。つまり、人々は、生まれ育った社会の規範や価値観そして文化の中で生活し、無意識のうちに、大なり小なりそれに合わせたり従うことで、集団の一員として認められストレスなく暮らしている。

いずれにしても文化や食文化は、一種の国や地域の公共財の性質を有し、個人の選択だけに任せるものではない。経済学ではそもそも個々人の選好は所与であり、文化や価値観そのものは分析の対象とはしてきていない。しかし公共財の性質を有するとなると、分析対象になる。特に食に関しては、何を食べて何を食べないかは、親や地域の影響は大きく、その果たす役割は大切である。食育として、地域や学校教育の果たす役割も大きいであろう。つまり世代間で国や地域で何を受け継ぎ受け継がないかを、意識し議論の対象とするだけでも、その帰結は問題がない結果になる可能性がある。

なお、経済学では文化経済学があるが、これは、文化的財の需要と供給、その厚生問題が主である。あくまでも、人々の経済活動の結果としての文化的財の消費あるいは生産活動からの、アプローチである。本論文で考えている施策の基準は、このような経済学的な基準が背景となるものの、通常の単なる効用最大ではなく、消費の他に、社会性・公共性などを入れた幅広い概念である。アイデンティティの概念からは、食の消費は個々人の選択に任せるのではなく、社会性をもつことから、社会の公共財としての食の消費を、意識して捉え直す必要を示唆している¹²⁾。さらに、かなりの長期的視野からは、一つのシナリオとして、グローバル化は国境の概念をなくし、国単位から地域単位、そして個人単位になることも理論的にはあり得る。それは文化としての集団やアイデンティティの意味も無くなることを意味する。

4.3 途上国における文化多様性の保護

経済や文化的に優位を持つ国の途上国への参入は、伝統的な経済学では、比較優位を持つ部門に生産がシフトし、競争環境を促進させることで、その国の経済発展に繋がる。さらには直接投資の受け入れは、技術のスピルオーバーをもたらす。しかしそれらによって特有の文化が失われ、外国からの外食産業の参入や食料輸入がその国の食生活を変えて、独自の食文化あるいは独自の文化の発展を阻害することになるとする。このとき、失われてしまった食文化は二度と復活をしないという不可逆的な変化は、一種の文化遺産の喪失と解釈できる。実際に、Oniang'o et al. (2003)によれば、多くのアフリカ諸国では外国の食が伝統的な食を置き換えつつあるとしている。それだけではなく、これらは将来の観光資源としての食産業を消滅させてしまい、経済発展を阻むと同時に、先進国にとっても食や観光の多様性を失って、不利益となる。さらにアイデンティティを構成する食の部分の失い、民族としての誇りを失いかねない。つまり、その国独自の文化を持たないのは長期的には問題となる。それは個々人が独自の価値観を持たないのと同様である。

グローバル化は今後も不可逆的に進むと同時に、一度失われた独自の行動様式や、伝統は二度と復活はできない。世界的に見ても、発展途上国において、文化保護は重要で幼稚産業保護論を適用できる。文化多様性条約からの支援もでき、日本が批准することで、この活動に参加して世界的な視野で、多様性の維持や展開に積極的に参画してもおかしくはない。日本食を広めることは、場合によっては相手国の文化を喪失させ、そしてそれが日本に跳ね返って将来の多様性が失われる可能性があることも留意すべきである。文化庁の役割が別としても、日本の文化行政には外国への支援も含む国際的視野が必要である。

このことと関連し、文化多様性条約には、文化一般のこののみが記載され、条項には「活発な文化部門が生み出されることを促進するため」とある。このことは映像、アートを想定していて、一般的なその国独自の既存の食を保護するとは解釈できない。文化多様性条約において、食は普通の消費財であることから、想定されていないと考えられる。しかし一方で、例えば外食のフランチャイズの進出への阻止は、途上国での直接投資受け入れ促進のWTOの取り決めに反する可能性がある。文化多様性条約に例外規定で盛り込むと違反でなくなり、食文化保護施策が促進される。

おわりに

さて、本論文は、食の多様性そして文化多様性消失への危機感はその出発点であった。それは国家間において、その均質化が進み、国際的に多様性がなくなることを意味する。しかしそのことは、見方を変えれば、一国内においてグローバル化の結果、食の多様化が一国内で進むのなら、大きな問題ではなく、一国内が世界の縮図になり、どこかの国や地域の食が消滅しないのであれば、特に問題視する必要はないかもしれない。食自体は個人の選好の結果でもあり、人々に強制はできない性質を有したとしても、問題のない結果が生じる可能性がある。例えば日本酒は量・シェアともに減少傾向ではあるが、日本において将来シェアの減少が踏みとどまり、一方で世界に広めることが出来ればよいともいえる。そしてその食の多様性が個々人の発想や価値観の多様性に結び付き、同時に国や民族としてのアイデンティティを損なわない範囲で一定の範疇に多様性が収まっていれば、問題ないと言えよう。

とはいえ、収斂への逆の動きはなさそうで、不可逆的な変化が生じている可能性があることから、日本においては、現在消滅しつつある地域の伝統食をどのようにあるいはどのような形で後世に伝えるのかなどは大事であろう。グローバルなレベルに達していない発展途上国のような国々では、Oniang'o et al. (2003)のように食のグローバル化には脆弱であるとすれば、保護が必要である。独自の食文化が未発達な国々に対し、日本食をそのような国に広げることにはその点を留意すべきである。

なお、保護の場合は、保護をしているときに競争力が強化されて、その競争力の海外との格差を縮めることが出来なければ、持続的でないか、持続してもコストが大きくなる。これは例えば日本においてかつて自動車産業を保護し、強くなってから自由化したのは成功例になり、日本のコメへの保護が、生産性格差を拡大させているのはその点では成功とはいえない。途上国への保護も同様で、保護をするのであれば一定のレベルに達する必要がある。ただこの



辺りは、国毎の食によって異なり、比較的他の受け付けられない排除性のある食習慣なのかそうでないか、あるいは外国から流入してくる食にも依存するであろう。またその国の指導部や国民がその保護の必要性に理解を示している必要はある。

食の供給面は本論文では特にとりあげて来なかった。養殖や栽培の技術進歩、世界的な物流の効率化を背景に、地域の食材の安価で手に入りやすいという優位性が、崩れていることがある。このことは同時に、世界中でその気になれば同様な財が生産可能になることを意味する。日本の和牛は日本以外で生産され、ワインやコーヒー豆は日本で生産・栽培されるなど、生産面における均質化が農産品においても自然の壁を乗り越えて進みつつある。貿易の世界では、重力（グラビティ）モデルが有力であり、距離や言語に近い国ほど貿易量が増すことが確認されている。このことはそこで生産された財が、近くの国に輸出されることを意味する。この含意は距離や言語の近い国内でまずは消費されることになる。長期的には自然環境を乗り越えることができ、人材も同様であれば、生産面の同質化からの消費の同質化が進む可能性もある。

需要面では、個人の嗜好が各地域や国の中で多様化するかどうかでこの議論は変わる。食の中毒性や習慣形成を前提とすれば、社会的規範の締め付けが厳しいほど、嗜好は多様化しない可能性がある。その制約が緩い国では、人はどこの国の食でも食べてもよいと思えば多様となる。また食の新規性が好きなか保守的であるか、あるいは非日常的な食を受け入れる食の選好かにも依存する。また同時にコストや、食をどこまで重視するかなどにも依存する。この辺りは、十分に考察は出来ていない。

さてここまでは文化的財と食関連財との相違は特に明示していなかった。あるいは、そもそも文化を守ることと、食文化を守るとはどこまで同じで何が異なるのであろうか。他の文化的財（絵画、映画など）と食が大きく異なるのは、食が、家庭でも作り出せるところである。文化多様性条約は事業を想定し各種文化産業の振興を図ることや想定している。映画や音楽はプロ集団が作り出すが、料理は家庭でもそれなりにできる。人々の食や調理方法の選択に踏み込むことや、食材を加工、つまり調理するので、保護の対象を何にするのかが難しい。それから外食としての食も、例えばどこかの国で、マクドナルドなど外資系をただ単に排除するのは自由貿易やWTOの内外無差別原則に反することから、WTOあるいは文化多様性条約などで、例外措置が必要である。もっとも外食産業は現地適応化を進めており、この場合食習慣のグローバル化が進まないのであれば、問題ではなく、むしろ現地適応していないときのほうが問題視されよう。

いずれにしても、経済学のアプローチからの文化多様性を食の多様性でとらえた時の研究がまだまだ不十分であり、食の多様性でも、内食、中食、外食で様相は変わる。さらに、文化多様性とアイデンティティや経済発展との関係もまだまだこれからである。ましてや食文化とアイデンティティや経済発展との関係もまだまだである。

さて、ここまで様々なことを考察してきたが、本論文の内容を整理すると以下になる。

1. 食の収斂性は生じているように思えるものの、それらの研究はまだまだ不足している。またその収斂の程度は、他国の食を受け入れる食文化によって異なり、文化的に近い国や地域は進んでいる。
2. 食消費を含む文化多様性の必要性の研究も、これからである。多様性は比較的近年はよく言われるようになってきているが、その内実や必要性の議論は食を含めて不十分である。
3. 食の持つ中毒性や習慣形成、およびアイデンティティ論を考慮すると、食は公共財の性質を有し、食を個人の決定に100%委ねるのは、個人及び社会の厚生を最大化することにならない。地域、学校、親に対し、次世代に伝える食とは何かを議論する必要がある。つまり、次世代に無意識のうちに引き継ぐのではなく、そのときに何を次の世代に残すのか、何を残すべきではないのかの議論とその意識付けが必要になってくる。
4. 文化多様性条約に日本も批准し、世界の国々と協力して、途上国の文化を含む発展に寄与し、先進国間における多様性に資する行動をする時期に来ている。また企業も最近では利益だけでなく、社会的貢献やSDGSも打ち出してきており、それに加えてこのような多様性の活動に、関与してもおかしくはない。また、単に日本の諸文化を輸出することを是とするのは問題である。

最後に、本論文が、グローバル化した食において、世界における食の多様化議論、日本の食文化の在り方あるいは

地域の食文化や広く文化の保護や発展の分析に寄与することを期待する。同時にこのことが、ユネスコ、政府・地方自治体の、食を含む国際的な文化政策、あるいは食そのものの議論に資することで、長期的に世界に幸をもたらす豊かな食に繋がることを願っている。

注

- 1) 以下本条約文は文部科学省「文化的多様性に関する世界宣言」。
- 2) 例えば、農林水産省食文化に関する資料では、「食文化の範囲は広い。生産、食材、調理はもちろん、嗜好と栄養、食事行動、食べる道具と場など、食に関するすべての文化を含む人類共通の概念である。そのなかで日本の食文化といったとき、日本の歴史と環境からうみだされた特徴があらわれる」としている。
- 3) 文化多様性よりも少し広い概念の文化と国際貿易の問題を市川 (2015) は扱っている。
- 4) 文化的多様性に関する世界宣言の前文では「文化的多様性の理解、人類調和の意識及び異文化間交流の促進に立脚した、全世界のさらには強い結束を目指し、新たな情報・通信技術の急速な発展によって促進されているグローバリゼーションのプロセスは、文化的多様性にとっての問題点も(同時に)提起しているが、異文化間・異文明間の新たな対話のための条件を整えるものであることを考慮し、国連システムの中でユネスコに託された、豊かな文化的多様性の保存・振興を保障するという任務を認識し、以下の原則を宣言し、本宣言を採択する。」(文部科学省訳)とある。
- 5) 田中 (2008)、また EU も同様に 50%以上の規制をしている。ここから、日本において地域文化の多様性維持のために、テレビ制作の地方比率の最低限を定めることを検討する価値はあろう。
- 6) 清水他 (2020)
- 7) 映画などは文化多様性を守るための貿易制限対象になるが、映画よりもはるかに支出の多い外食を実質的な貿易として分析したのが、Waldfoegel (2020) である。世界の中でもイタリア (イタリアン)、日本 (日本料理) の順に実質的な純輸出が多く、最大の輸入国はアメリカで、次がブラジルであった。映画と違い、文化保護としてこれら外食に規制がある議論は聞かない。
- 8) この他、Guiso et al. (2016) は、宗教などの信仰心が貯蓄に与える影響などを分析している。
- 9) Daunfeldt et al. (2012) には日本のデータ研究も含まれている。なお、Iwamoto, K. (2011) は日本の 2000 年から 2004 年のデータを用いて食消費支出の習慣形成の実証分析を行い、習慣形成は見いだせなかったとしている。
- 10) (2) の a^{ei} に関し、 ei 乗としているのは、幼児期の年齢によってその食習慣への強度が異なることを想定している。
- 11) ゲーム論を基礎として、個々人が社会の規範に従うのはなぜか、それに従わずアウトサイダーになるのはどういときか、そして規範自体の変化も分析している。書籍としては、アカロフ&クラノトン (2011) がある。
- 12) 例えば、Casson (2006) は公共財としての文化の概念を示している。

参考文献

- Aizenman, J. and Brooks, E. (2008), "Globalization and Taste Convergence : The Cases of Wine and Beer ", *Review of International Economics*, 16 (2), 217-233.
- Akerlof, G. A. and Kranton, R. E. (2000) "Economics and Identity", *The Quarterly Journal of Economics*, Volume 115 (3), 715-753.
- Balkaran, R. and Giampiccoli, A. (2016), "Globalisation and convergence of food taste in the case of South African Pizza", *African Journal of Hospitality, Tourism and Leisure* Vol. 5 (4), 1-14.
- Becker, G.S. and Murphy, K.M. (1988), "A Theory of Rational Addiction", *Journal of Political Economy* 96 (4), 675-700.
- Broda, C. and Weinstein, D. E. (2006), "Globalization and the Gains from Variety ", *Quarterly Journal of Economics* 121 (2), 541-585
- Casson, M. (2006), "Culture and the Economic Performance "in *Handbook of Economics of Arts and Culture* 1, Elsevier B.V.
- Daunfeldt, O., Nordström, J. and Thunström, L. (2012), "*Habit Formation in Food Consumption*" in *The Oxford Handbook of the Economics of Food Consumption and Policy*, Oxford Handbook Online.
- Garnero, P., Kampelmann, S. and François, F. (2014), "The Heterogeneous Effects of Workforce Diversity on Productivity, Wages, and Profits", *A Journal of Economy and Society* 53 (3), pp. 430-477.
- Guiso, L., Sapienza, P. and Zingales, L. (2006), "Does Culture Affect Economic Outcomes?", *Journal of Economic Perspectives* 20, pp. 23-48.
- Iwamoto, K. (2011), "Food Consumption Expenditure and Habit Formation : Evidence from Japanese Household Panel Data", *ESRI Discussion Paper Series* No.264
- Jensen, L.A., Jensen, J.A. and McKenzie, J. (2011), "*Globalization and Cultural Identity Developments in Adolescence and Emerging Adulthood*" in *Handbook of Identity Theory and Research*, Springer Science Business Media, pp 285-301



- Jinji, N. and Tanaka, A. (2020), "How does UNESCO's Convention on Cultural Diversity affect trade in cultural goods?", *Journal of Cultural Economics* 44, 625-660.
- Krugman, Paul R. (1979), "Increasing Returns, Monopolistic Competition, and International Trade." *Journal of International Economics*, 9 (4), pp. 469-79.
- Maridal, J.H. (2013), "Cultural Impact on National Economic Growth", *The Journal of Socio-Economics* 47, pp. 136-146.
- Oniang'o, R. K., Mutuku J. M. and Malaba S. J. (2003), "Contemporary African food habits and their nutritional and health implications", *Asia Pacific Journal Clinical Nutrition*, 12 (3), 231-236.
- Parrotta, P., Pozzoli, D. and Pytlikova, M. (2014), "Labor Diversity and Firm Productivity " *European Economic Review*, 66, pp. 144-179
- Spolaore, E. and Wacziarg, R. (2013), "How Deep Are the Roots of Economic Development? ", *Journal of Economic Literature* 51 (2), pp. 325-69.
- Schulze, G. (1999) "International Trade in Art", *Journal of Cultural Economics* 23, pp.109-136.
- Stigler, G. and Becker, G. (1977), "De Gustibus Non Est Disputandum", *American Economic Review* 67 (2), p.76-90.
- Waldfoegel, J. (2020), "Dining Out as Cultural Trade", *Journal of Cultural Economics* 44, 309-338.
- アカロフ&クラノトン (2011) 『アイデンティティの経済学』（東洋経済新報社、山形浩生&守岡桜訳）
- 市川哲郎 (2015) 『文化と国際貿易：展望と課題』「駿河台経済論集」第24巻 (2), 49-60.
- 伊東暁子、竹内美香、鈴木晶夫 (2007) 『幼少期の食事経験が青年期の食習慣および親子関係に及ぼす影響』 *The Japanese Journal of Health Psychology* 20 (1), pp.21-31.
- 梶谷真司 (2004) 『文化的アイデンティティとグローバリゼーション - 社会現象学的考察 -』「帝京国際文化」第17号、121-152.
- 清水亘、井上乾介、角田匠吾 (2020) 『「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」について』、知財ふりずむ 第18巻 No.209, 25-35.
- 園田茂人 (2009), 『食文化の変化に見る東アジアグローバル化—アジアバロメーターのデータのデータ分析から—』「社会学評論」第60巻 (3)、396-414.
- 川瀬剛志 (2013) 『WTO 協定における文化多様性概念 —コンテンツ製品の待遇および文化多様性条約との関係を中心に—』 RIETI Discussion Paper Series 13-J-056.
- 田中鮎夢 (2008) 『文化的財の国際貿易：課題と展望』 RIETI Discussion Paper Series 08-J-007.
- 坪井ひろ子 (2020) 『文化多様性条約』、批准を』2020年6月3日 日経新聞
- URL
- Forbes Insights* (2011), "Lobal Diversity and Inclusion : Global Diversity and Inclusion Fostering Innovation Through a Diverse Workforce". https://www.forbes.com/forbesinsights/innovation_diversity/
- 農林水産省, 「食育に関する意識調査報告書」平成29年3月 <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki/h29pdf.html>
- 農林水産省, 「食文化に関する資料」 https://www.maff.go.jp/j/study/syoku_vision/manual/pdf/meguji.pdf
- 文部科学省, 「文化的多様性に関する世界宣言」
<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386517.htm>, <https://www.mext.go.jp/unesco/009/003/018.pdf>

(たにがき かずのり 立命館大学食マネジメント学部・教授)

